汽船うめが香丸沈没事件

汽船うめが香丸 (3, 272総トン) が、大正元年9月22日門司大里沖で停泊中、暴風のため舷窓 から浸水して傾斜し、転覆、沈没した。

同船は、日露戦争当時我が国には脚の速い商船がなく、有効に海軍を援助することができなかったため、広く国民から義援金を募集し、平時は商船として、有事の際には補助巡洋艦として使用できる船舶の建造、いわゆる義勇艦隊建造計画によって建造された第二船目の船舶で、明治42年7月6日竣工したもので、鉄道省の関金連絡や青函航路の客船として使用されていた。

本件は、海員審判に付されるとともに刑事裁判としても取り上げられ、船長等に刑事罰が科せられた (控訴審では無罪) ため、二重加罰だとして海員が大いに騒いだ事件でもあり、また、同時期に、英国の旅客船タイタニック号 (46,328 総トン) が氷山と衝突、約1,500人が死亡するという大海難が発生し、これの英国大法官による審問結果が海難の原因を各方面にわたり広く究明し、種々の改善策を打ち出したものであったことから、先進海運諸国へ多大な影響を与え、我が国においても本件の海員審判について、単に海員の懲戒のための審判ではなく、多様な角度からその原因を究明すべきであるとの議論が沸き起こり、海員の懲戒から原因の探究主義へと海難審判制度の転換を図るきっかけともなった。

海員審判については、大正元年12月19日東京地方海員審判所で裁決の言渡があったが、理事官 及び被審人から控告がなされ、同2年8月9日高等海員審判所において裁決があった。